



国宝 松本城を 世界遺産に

築城から400年余の歴史を刻む松本城は、
日本を代表する古城であり、
松本市民の誇り、松本平のシンボルです。

140年ほど前、破壊の危機にさらされた時、明治の先覚者は、
保存、修復の住民運動に立ち上がり、後に国宝とされました。

松本城を世界遺産とし、日本の宝から人類の宝に
が21世紀の市民の「ロマン」であり、熱き願いです。

世界の叡智に学び、

広い視野から松本城の世界遺産登録への道を探り、

松本城の環境保全、整備や新たな松本の文化創造に立ち上がりましょう。

「国宝松本城を世界遺産に」推進実行委員会





世界遺産とは

昭和47年(1972年)のユネスコ総会で「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」(世界遺産条約)が採択されました。この条約は文化遺産及び自然遺産を人類全体のための遺産として損傷、破壊等の脅威から保護・保存をし、次世代へ継承する観点から国際的な協力及び援助の体制を確立することを目的としています。

世界遺産には記念工作物・建造物・遺跡などの文化遺産、動植物の自生地や自然景観などの自然遺産、それらを両方有する複合遺産があり、登録には顕著な普遍的価値を有するなどの条件を満たしていることが必要となります。

公益社団法人日本ユネスコ協会連盟ホームページより

世界文化遺産の登録の流れ

世界文化遺産登録の手続きは、世界遺産委員会の定める「世界遺産条約履行のための作業指針」に規定されています。

条約締結国(日本)は、世界遺産暫定一覧表(5~10年以内に推薦しようとする遺産)を世界遺産委員会に提出します。その後、推薦準備(顕著な普遍的価値の証明、文化財指定、管理計画策定等)が整った資産から、年1件を決定し、世界遺産委員会へ推薦書を提出します。

世界遺産委員会では、専門家で構成された非政府組織(イコモス:国際記念物遺跡会議)に審査を依頼し、調査結果が世界遺産委員会に勧告されます。世界遺産委員会は、この勧告を受けて、世界遺産一覧表への記載(世界遺産登録)の可否について決定します。

世界文化遺産は、「人類の歴史に重要な段階を物語る建築様式、建築的または技術的な集合体、景観に関する優れた見本」などいくつかの評価基準の一つを必ず満たさなければなりません。

松本城が世界遺産に登録されるためには、まず、日本の世界遺産暫定一覧表に追加記載される必要があります。

世界文化遺産登録への流れ

- ↓ 都道府県・市町村が共同で文化庁へ提案
- ↓ 文化審議会で審議
- ↓ 世界遺産暫定一覧表へ記載
- ↓ 世界遺産委員会へ推薦書を提出

ユネスコ世界遺産センター

- ↓ 各国政府からの推薦書を受理

イコモス(国際記念物遺産会議)

- ↓ イコモスによる審査・現地調査
- ↓ 評価結果の勧告

ユネスコ世界遺産センター



世界遺産委員会

世界遺産一覧表への記載の可否を決定

松本城の世界文化遺産登録への取り組み状況

平成18年11月…… 松本市は長野県と共同で、世界遺産登録の国内候補を載せた「暫定一覧表(リスト)」に国宝松本城を推薦する提案書を文化庁に提出。その後、文化庁の審査で「継続審議案件」となる。

平成19年2月…… 再提案書と検討状況報告書を文化庁に提出し、「姫路城を中心とした日本の近世城郭群」で研究を進めることを報告。

平成20年3月…… 文化庁文化審議会文化財分科会世界遺産特別委員会ワーキンググループのヒアリングを受ける。

平成20年9月…… 文化庁文化審議会文化財分科会世界遺産特別委員会から「カテゴリーIb※」に該当という審議結果を受ける。

現在まで…… 近世城郭群によるシリアルノミネーション(連続性のある資産)での世界遺産登録を目指して研究を重ねている。文化庁からの課題である「城郭及び城下町等の世界的視野での普遍的価値」について研究を進めている。

※カテゴリーIb:提案地方公共団体を中心に、当面、主題に関する学術的な調査研究を十分に行い、主題及びこれに基づく資産構成に関して一定の方向性が見えた段階で、関係地方公共団体により準備を進めるべきもの



「国宝松本城を世界遺産に」推進実行委員会とは

平成13年7月に松本城の「世界遺産」登録の実現をめざし、松本市民の共通の宝である松本城の恒久的な保存と文化財保護意識の醸成及び地域産業の活性化を図ることを目的として発足した組織です。現在56団体が加盟しています。

「国宝松本城を世界遺産に」推進実行委員会

事務局

信濃毎日新聞松本本社
松本市文化スポーツ部文化振興課

〒399-8711 長野県松本市宮田2-10
〒390-0874 長野県松本市大手3-8-13

TEL.0263-25-2153 FAX.0263-26-8730
TEL.0263-34-3000 FAX.0263-34-3018

<http://www.oshiro-m.org/>